

# 人権教育の改善・充実に向けて

～差別事象に関する指導について～

鳥取県教育委員会事務局人権教育課

**※差別事象への対応について、年度当初に全教職員で共通理解しておくことが大切です。**

## 1 差別事象に対する取組

差別事象は関係した児童生徒だけの問題ではなく、学校の人権教育の改善と充実、校内推進体制の確立と充実、教職員の人権意識と指導力の向上、さらには、家庭・地域社会の課題等、学校や家庭・地域が取り組むべき教育課題を提起しています。これを人権が尊重される学校づくりの契機としてとらえ、差別事象から明らかになった課題を全教職員で共有し、教育活動全体を通じて、人権教育の一層の改善・充実に向けて取り組んでいきましょう。

差別事象に対する取組のねらいは、児童生徒が人権の意義・内容や重要性について理解し、「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」ができるようになり、それが様々な場面や状況において具体的な態度や行動として現れるようにすることです。

## 2 学校の主体性を発揮した取組

差別事象が発生した場合、児童生徒が心身ともに成長過程であることに十分留意した上で、発達段階に即した指導を、学校が主体性を持って展開することが重要です。その際、関係する児童生徒から丁寧に事実確認を行い、言動等を行った理由や背景を把握し（※状況に応じて中学校等と連携を図る）、問題解決と未然防止に向けた取組の方向性（課題）と態勢を確立する必要があります。取組を進めるにあたっては、校長のリーダーシップの下、人権が尊重される学校づくりの一環として、全職員が一丸となって取り組むことが求められます。

## 3 差別事象の特徴

学校における差別事象は、特定の相手を差別する意図をもって行う言動以外にも、以下のような、偏見や差別意識とは別のところで行われ、結果として差別を温存したり助長したりするものがあります。

- ①自分を卑下しての言動
- ②他人を見下しての言動
- ③言葉の意味を十分理解しないままの発言
- ④人の注意を引くための軽はずみな言動
- ⑤自分の言いたいことを正しく伝えられないことからの言動
- ⑥インターネット上の書き込み
- ⑦ある人が秘密にしていることを、本人の了解を得ずに他言する（アウティング） 等

## 4 教育課題としての整理

確実な事実把握のもと、以下のような取組を組織的に進めることが重要です。

- ①差別事象の発生に際して「何が差別なのか」「問題点はどこにあるのか」「背景には何があるのか」等について全教職員の共通理解を図り、自校の人権教育の課題を明らかにします。
- ②明らかになった課題を教職員一人一人が自らの課題として捉え、課題解決のための取組を全教職員で共通理解します。
- ③自校の教育課題の解決のために、教職員の指導力向上を図る研修の充実を進めます。
- ④教育活動全体を通じて、人権が尊重される学校づくりのための継続した取組を推進します。

## 5 差別の現実から深く学ぶ

発生した差別事象について、単に当該児童生徒の問題行動への対処としてではなく、社会に現存している差別が子どもにどのように影響しているのかを深くとらえた上で、児童生徒一人一人の生活背景や家庭環境、児童生徒と保護者の思い等を把握し、そこから教育課題を明らかにし、「児童生徒の自己実現につなげる」、「一人一人が人権尊重の社会づくりの担い手である」という視点を持って取り組むことが大切です。

【参考】「鳥取県人権教育基本方針－第3次改訂－」（R5.3）鳥取県教育委員会

「差別の現実から深く学ぶ」という原則は、教職員や指導者等が特に重要視してきたものです。この考え方は、「被差別の子どもの生活と願いを読み取り、教育の課題を発見していくと同時に、それを実現していく教育力を今まで顧みられることのなかった被差別民衆の中に見だし、組織していくこと」（「部落問題・人権事典」解放出版社）と言われています。換言すれば、単に「差別の現実」を事象として理解するのではなく、子どもや保護者の生活の現実・生活背景に触れる中で、様々な差別が一人一人の生活にどのように影響しているのかを深く捉え、そこから教育課題を明らかにすることです。あわせて、差別の現実を知ることを通じて、差別への怒りを実感するとともに、エンパワメントの大切さに気づくことです。そして、自分と差別との関わりを見つめ、自らの「在り方生き方」を問い直しながら教育実践を積み重ねていくことです。つまり、人間の在り方に深く根ざしたところで、自らがどのように生きるべきかを問いながら、人権問題に関わる当事者をめぐる課題に即した教育実践を積み重ねていくのです。

## 6 差別事象等の未然防止

人権教育の充実とともに、「一人一人がかけがえのない存在」として尊重される学級集団づくりや学校づくりが、児童生徒に豊かな人権感覚を育み、差別事象やいじめの未然防止につながります。

日ごろから教職員と児童生徒の信頼関係及び児童生徒相互の好ましい人間関係を育て、児童生徒の発言が差別的な内容に聞こえなくても、その様子から差別的な意味合いに気づき、丁寧に話を聞き、振り返らせることで、児童生徒の人権意識の向上につなげていくことが大切です。授業、部活動、休み時間、行事等の場面で、児童生徒一人一人の言動や表情をよく観察し、もし差別につながる言動を見かけた場合は、早めに対処しましょう。

【参考】「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」（H20）文部科学省

学級・ホームルーム活動における集団指導や、様々な場面における個別指導等の中で、自己指導能力の育成を目指した積極的な生徒指導の活動の展開を図り、児童生徒間の望ましい人間関係を形成するとともに、これらの取組を通じて[自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること]ができる人権感覚を涵養していくことが重要である。また、このことは、暴力行為やいじめ等の生徒指導上の諸問題の未然防止にも資することとなると考えられる。

差別事象の未然防止の取組を進めるに当たっては、「差別落書き未然防止指針（H10 策定、H27 一部改正）」（鳥取県・鳥取県教育委員会）も参考にしてください。

【連絡先】 鳥取県教育委員会事務局人権教育課

TEL : 0857-26-7535 / E-mail : jinkenkyouiku@pref.tottori.lg.jp

## 7 差別事象発生後の対応

下図は、「差別落書き対応要領（H10 策定、H27 一部改正）」（鳥取県・鳥取県教育委員会）をもとに、学校で差別事象が発生した場合の対応手順の例を示したものです。各学校においては、学校の実態に合わせて手順を確立し、年度当初に全教職員で共通理解しておく必要があります。

### ○児童生徒への対応

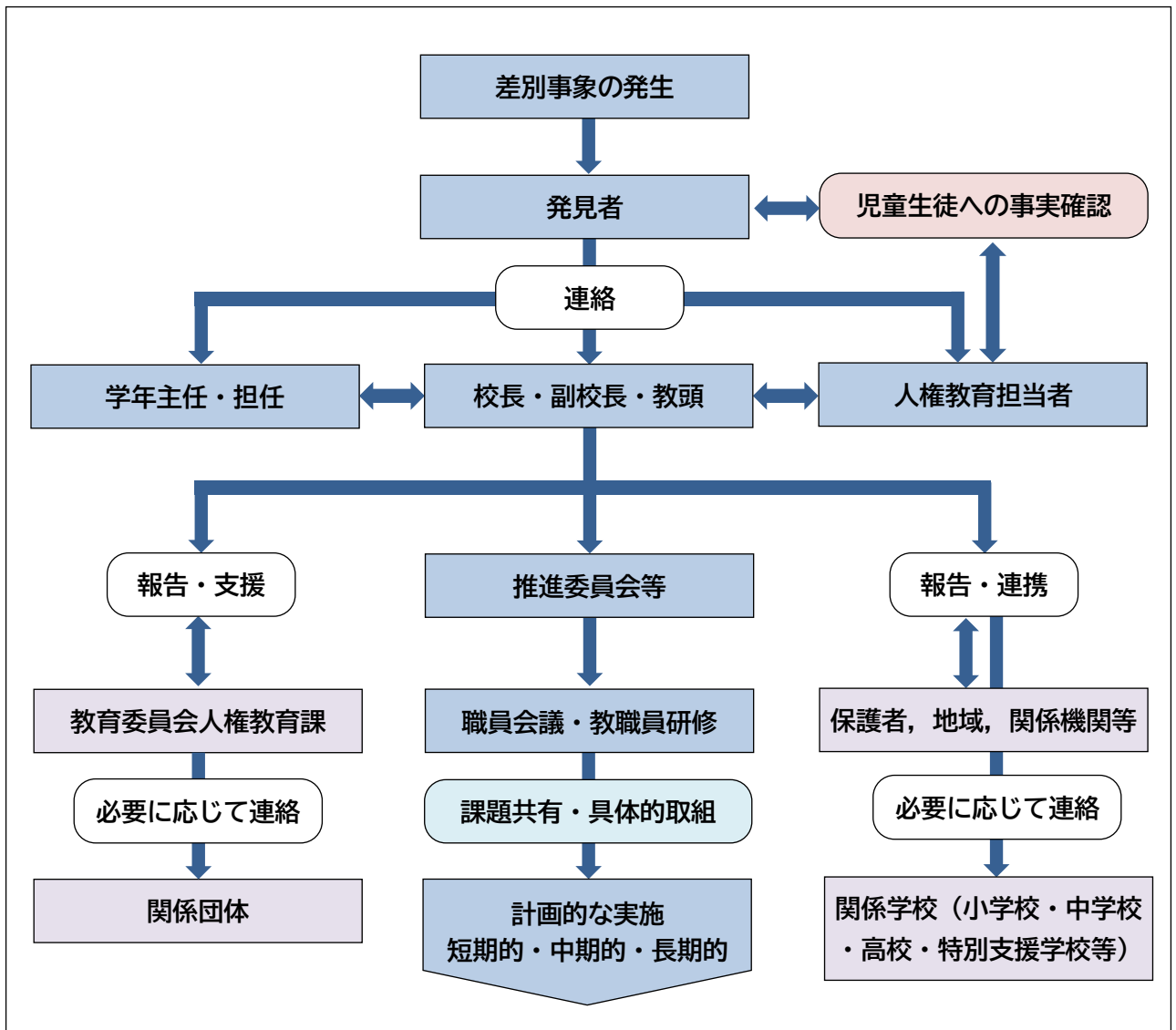
差別事象を見聞きしたらその場で指摘し、禁句指導ではなく、言葉の意味や重み、発言の問題点等を児童生徒に理解させ、差別を知っていても差別をしない生き方を指導することが重要です。

そして、これからの学習を深めていくことや、自他の大切さを認めることができる人になってほしいことを伝えるとともに、当該児童生徒が安心して学校生活を過ごせるよう配慮します。

### ○事象への対応

差別発言については、その場の状況や前後のやりとりも含めて正確に確認・把握します。また、差別事象に関わりの深い児童生徒・保護者に対しては、適切で迅速な対応を行います。

### 【対応手順（例）】



※差別落書きの現場の保存等については、「差別落書き対応要領」に沿って対応してください。